



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月3日金曜日 第2611号

### ◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (森林整備課) ... 835  
 都市計画事業の認可..... (都市整備課) ... 836  
 道路の供用開始(県道新居浜別子山線)(2件)..... (東予地方局管理課) ... 836  
 道路の区域変更(県道池田中山線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 837  
 道路の供用開始(県道池田中山線)..... ( " ) ... 837  
 道路の供用開始(県道高瀬松溪線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 838

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 838  
 愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務..... (医療対策課) ... 838  
 技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 839

### 監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 846

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1126号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成26年6月農林水産省告示第831号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
松山市米野町乙33、乙35	松山市小坂四丁目12番14号 伊藤 忍	森林所有者
松山市米野町乙39、乙75の1	松山市姫原二丁目1番19号 清水彦明	"
松山市米野町乙64	愛知県稲沢市六角堂町210番地 尾崎篤美	"
松山市米野町乙65	松山市東野一丁目8番34号 尾崎篤美	"
松山市米野町乙99	松山市吉藤二丁目15番24号 中山綾美	"
松山市米野町乙106の1	松山市立花一丁目2番40号 小林亀雄	"
松山市米野町乙111の7	松山市大字湯山ノ内米野々5番戸 伊藤久五郎	"
松山市米野町乙122の1、乙122の3、乙122の5	松山市畑寺二丁目13番16号 四国造林有限会社	地上権者

松山市米野町乙124	松山市東川町119番地 鈴木久子	森林所有者
松山市米野町乙128から乙130まで	松山市保免町775番3 西岡モト子	"
松山市米野町乙128から乙130まで、乙132	松山市保免町775番3 西岡義雄	"
松山市米野町乙136	松山市米野町14番戸 上田キク	"
松山市米野町乙137の1	山口県防府市大字仁井令1248番地 植木正	"
松山市米野町乙155	松山市保免町429番地 西岡茂	"
松山市米野町乙156の2	松山市米野町7番戸 山内吉五郎	"
松山市大井野町乙1、乙2の1、乙7	松山市道後町二丁目3番14号 河内ヤエ子	"
"	松山市河原町7番地7 武田アヤ子	"
松山市大井野町乙23	松山市大井野町7番戸 渡部庫藏	"
松山市大井野町乙51、乙53から乙55まで	松山市樽味町四丁目7番28号 藤久勇二	"
松山市大井野町乙84の1	松山市大井野町甲232番地 正岡勇	"
松山市大井野町乙103	温泉郡湯山村大字湯山ノ内大井野5番戸 渡部才次郎	"
松山市大井野町乙122、乙123の1	松山市大井野町甲232番地 正岡常次郎	"
松山市大井野町乙123の2	松山市大井野町9番戸 木下万次郎	"
松山市大井野町乙137の1	松山市持田町919番、920番、921番地 脇長佐太郎	"

松山市大井野町乙152の3	東京都世田谷区駒沢二丁目29番12号 遠藤 侑子	"
松山市大井野町乙152の7	松山市米野町10番戸 尾上 勝五郎	"
松山市大井野町乙186の1、乙186の2	渡部 才次郎	"
松山市大井野町乙186の1、乙186の2、乙209	中井 嘉平	"
"	渡部 次郎太	"
松山市大井野町乙47の1	藤久 藤太	"
松山市大井野町乙47の1、乙71の1	藤久 五郎太	"
松山市大井野町乙47の1、乙186の1、乙186の2	脇長 忠八	"
松山市大井野町乙193	松山市大井野町12番戸 脇長 好五郎	"
"	松山市大井野町7番戸 渡部 廣藏	"
松山市大井野町乙209	藤久 良藏	"
"	脇長 好平	"
"	藤久 延太郎	"
"	渡部 廣藏	"
松山市東川町乙124	永井 吉郎	"
"	三好 嘉平次	"
"	永井 種五郎	"
松山市東川町乙139、乙141、乙142、乙147、乙148	温泉郡重信町大字見奈良1474番地6 塩田 嘴空	"
松山市東川町乙170の1	松山市北夷子町71番地 古田 一瀬	"
松山市東川町乙181	松山市東川町119番地 鈴木 助太郎	"
"	松山市東川町1番戸 永井 惣次郎	"
松山市東川町乙188	松山市三番町27番地 間嶋 正俊	"

松山市東川町乙176	松山市東川町甲177番地 渡部 定信	"
松山市米野町乙150	松山市米野町5番戸 伊藤 宮廣	"
松山市大井野町乙48の1、乙59の1、乙109、乙114、乙115、乙117、乙118、乙133、乙136、乙137の1、乙152の9、乙153の1、乙171の1、乙171の2、乙181から乙183まで、乙186の1、乙186の2、乙190、乙193、乙217	松山市生石町609番地 脇長 末一	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中村 時 広

1 施行者の名称

松山市

2 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業  
3・4・42号 中之川通線

3 事業施行期間

平成26年10月3日から  
平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市竹原町、竹原二丁目及び竹原三丁目地内

(2) 使用の部分

愛媛県松山市竹原三丁目地内

○愛媛県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	平成26年10月3日
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番101から 同字344番9まで	"

○愛媛県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市船木字元船木甲4152番1	平成26年10月3日

○愛媛県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2685番7から 同町大瀬中央2689番まで	旧	メートル 5.2 ~ 9.9	キロメートル 0.139	
			新	8.4 ~ 18.6	0.139	
"	"	喜多郡内子町大瀬北4618番3	旧	4.7 ~ 7.9	0.059	
			新	5.3 ~ 16.1	0.059	
"	"	喜多郡内子町大瀬北5586番から 同町大瀬北5583番まで	旧	5.1 ~ 7.4	0.167	
			新	6.8 ~ 17.1	0.167	
"	"	喜多郡内子町大瀬北5574番地先から 同町大瀬北4678番地先まで	旧	6.1 ~ 12.2	0.119	
			新	8.1 ~ 24.5	0.119	

○愛媛県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2685番7から 同町大瀬中央2689番まで	平成26年10月3日
"	"	喜多郡内子町大瀬北4618番3	"
"	"	喜多郡内子町大瀬北5585番4から 同町大瀬北5584番2まで	"
"	"	喜多郡内子町大瀬北5574番地先から 同町大瀬北4678番地先まで	"

○愛媛県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川54番4から 同町富野川55番3まで	平成26年10月3日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年9月22日	特定非営利活動法人 ハートリンク愛媛	眞 鍋 文 樹	松山市平田町853番地	この法人は、広く一般市民に対して、障害児（者）・発達障害児（者）教育支援、放課後活動などによる子育て支援、カウンセリング等相談支援、学習会・後援会を通じた障害及び発達障害児（者）教育・理解啓発、障害児（者）の生活支援、障害児（者）自立のための支援、これらの活動を行う為の助言・援助に関する事業を行う。また、障害・発達障害児（者）の福祉の増進・自立のための施設運営を行い、社会の理解によるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務

(2) 業務内容

愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期限

平成27年3月31日

2 参加資格、選定項目及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための項目

ア 1で示した業務及び運用に係る組織体制等

イ 1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 組織体制等

1で示した業務及び運用に係る組織体制等

イ 実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

ウ 業務計画

1で示した業務に関する理解度及びシステムの構築に係るスケジュールの妥当性

エ システムの開発方針

システムの構成の妥当性及び拡張性並びに提案された機能及び仕様の妥当性

オ システムの運用及び保守管理の体制等

システムの運用及び保守管理の体制並びに情報セキュリティ対策の妥当性

カ コスト

システムの再構築、運用及び保守管理に係るコストの経済性並びに費用削減に係る提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課医療機関係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2384

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成26年10月3日(金)から14日(火)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成26年10月14日(火)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成26年11月14日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便で

これらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課医療機関係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2384

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Reconstruction of Information System for Disasters and Medical Emergencies and others , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 14 October 2014

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 14 November 2014

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Medical Institution Section , Medical Service Measures Division , Administration Subdepartment , Health and Welfare Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2384

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成26年7月5日から平成26年9月7日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成26年10月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園(造園工事作業)

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	C 1	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 13	A 甲 16	A 甲 17		

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

金属熱処理（一般熱処理作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（普通旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 5	A 甲 5	B 1	C 1	C 2	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 10	A 甲 5 C 2	A 甲 6 D 1	A 甲 7	A 甲 8

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5 A 甲 11 C 3	A 甲 6 A 甲 12 C 4	A 甲 7 A 甲 13	A 甲 8 B 1	A 甲 9 B 2	A 甲 10 C 2

機械加工（フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号
C 2

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 2

2 級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

## 機械加工（マシニングセンタ作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1

## 2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 5	A甲 6

## 放電加工（数値制御彫り放電加工作業）

## 2級

受検番号
B 1

## 鉄工（製缶作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	C 1	D 1

## 2級

受検番号
B 1

## 鉄工（構造物鉄工作業）

## 1級

受検番号	受検番号	受検番号
B 1	B 2	D 1

## 2級

受検番号
C 1

## 建築板金（内外装板金作業）

## 1級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受 検 番 号
B 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	B 2	C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	B 1		

産業車両整備（産業車両整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	B 1
B 2	B 3				

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 7	A 甲 8

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	B 1	B 2
B 3	C 1	C 2	C 3	C 4	

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

家具製作（家具手加工作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

プラスチック成形（射出成形作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 3

石材施工（石張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5

石材施工（石積み作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 5

2 級

受 検 番 号
C 1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	B 1	B 2			

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	C 1	D 1

畳製作（畳製作作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	C 1	C 2

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1	C 2

防水施工（FRP防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 2	C 1	C 2

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 8	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 12	A 甲 14
A 甲 16	A 甲 19	B 2	C 4	C 5	C 7
C 8	D 1				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

塗装（金属塗装作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
C 3

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

監 査 公 表

○公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、

監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年10月3日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝  
同 戒 能 潤之介

同 徳 永 繁 樹  
同 山之内 芳 夫

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成26年 8月28日
人 事 課	平成26年 8月28日
市 町 振 興 課	平成26年 8月26日
私 学 文 書 課	平成26年 8月28日
財 政 課	平成26年 9月 2日
行 革 分 権 課	平成26年 8月29日
税 務 課	平成26年 8月29日
総 合 政 策 課	平成26年 8月12日
秘 書 課	平成26年 8月12日
広 報 広 聴 課	平成26年 8月12日
統 計 課	平成26年 8月12日
情 報 政 策 課	平成26年 8月12日
地 域 政 策 課	平成26年 8月19日
交 通 対 策 課	平成26年 8月19日
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	平成26年 8月19日
県 民 生 活 課	平成26年 8月 7日
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	平成26年 8月 7日
人 権 対 策 課	平成26年 8月 7日
消 防 防 災 安 全 課	平成26年 8月19日
危 機 管 理 課	平成26年 8月19日
原 子 力 安 全 対 策 課	平成26年 8月19日
環 境 政 策 課	平成26年 8月 8日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成26年 8月 8日
自 然 保 護 課	平成26年 8月 8日
保 健 福 祉 課	平成26年 8月26日
医 療 対 策 課	平成26年 9月 2日
健 康 増 進 課	平成26年 8月25日
薬 務 衛 生 課	平成26年 8月25日
子 育 て 支 援 課	平成26年 8月11日
障 害 福 祉 課	平成26年 8月11日
長 寿 介 護 課	平成26年 8月11日
産 業 政 策 課	平成26年 8月 6日
企 業 立 地 課	平成26年 8月 6日
観 光 物 産 課	平成26年 8月 6日
国 際 交 流 課	平成26年 8月 6日
労 政 雇 用 課	平成26年 8月 6日
産 業 創 出 課	平成26年 8月 6日
経 営 支 援 課	平成26年 8月 6日
農 政 課	平成26年 8月21日
農 業 経 済 課	平成26年 8月21日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	平成26年 8月21日
農 地 整 備 課	平成26年 8月29日

農 産 園 芸 課	平成26年 8月29日
畜 産 課	平成26年 8月29日
林 業 政 策 課	平成26年 8月12日
森 林 整 備 課	平成26年 8月12日
漁 政 課	平成26年 8月28日
水 産 課	平成26年 8月28日
漁 港 課	平成26年 8月28日
土 木 管 理 課	平成26年 8月20日
用 地 課	平成26年 8月20日
河 川 課	平成26年 8月20日
水 資 源 対 策 課	平成26年 8月20日
港 湾 海 岸 課	平成26年 8月20日
砂 防 課	平成26年 8月20日
道 路 建 設 課	平成26年 8月 7日
道 路 維 持 課	平成26年 8月 7日
都 市 計 画 課	平成26年 8月 7日
都 市 整 備 課	平成26年 8月 7日
建 築 住 宅 課	平成26年 8月 8日
国 体 総 務 企 画 課	平成26年 8月 8日
国 体 運 営 調 整 課	平成26年 8月 8日
国 体 競 技 式 典 課	平成26年 8月 8日
障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 課	平成26年 8月 8日
出 納 局	平成26年 9月 2日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成26年 9月 2日
議 会 事 務 局	平成26年 9月 2日
監 査 事 務 局	平成26年 8月29日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成26年 8月29日

( 監査の結果 )

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	57,393,183	平成25年度決算による

( 循環型社会推進課 )

- 2 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	48,098,550	48,098,550	金額は各年度の決算による
24年度	0	48,250,500	48,250,500	
差引増減	0	151,950	151,950	

( 保健福祉課 )

- 3 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	216,000	1,422,000	1,638,000	金額は各年度の決算による
24年度	564,000	858,000	1,422,000	
差引増減	348,000	564,000	216,000	

（医療対策課）

4 自立支援医療機関（精神通院医療）の指定事務等について、平成24年度において新規の指定、更新、変更の申請書の大半を未処理のまま放置したため、これに伴い平成25年度においても処理が遅延し、計665件（平成24年度分570件、平成25年度分95件）の申請に対する処理が遅延していた。

（健康増進課）

5 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	41,430	2,150,430	2,191,860	金額は各年度の決算による
24年度	333,080	2,239,390	2,572,470	
差引増減	291,650	88,960	380,610	

（子育て支援課）

6 収入未済の入所施設等保護者負担金（母子生活支援施設に係るもの）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、督促状（愛媛県公有財産及び債権に係る事務取扱規則第38条第1項）の送付及び債権管理簿（同規則第37条）の調製がされていなかったため、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
25年度	1者	1,100	平成25年度決算による

（子育て支援課）

7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	15,390,353	224,803,598	240,193,951	金額は各年度の決算による
24年度	17,125,351	210,518,546	227,643,897	
差引増減	1,734,998	14,285,052	12,550,054	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	722,547	20,661,788	21,384,335	金額は各年度の決算による
24年度	895,653	19,978,475	20,874,128	
差引増減	173,106	683,313	510,207	

（子育て支援課）

8 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度及び20年度	1者	329,000	平成25年度決算による

（障害福祉課）

9 職員（1名）の出張について、旅行命令権者が発した旅行命令とは異なる交通手段を利用していたほか、当該出張に係る旅費について、出張者は、実際に利用した自家用車の行程により計算した旅費を請求すべきであったにもかかわらず、旅行命令に基づく航空機利用（自己手配）等の行程により計算した旅費を請求し、さらに、所属において現に支払った航空賃の額を領収書等により確認しなかったため、16万514円が過支給となっていた。

（障害福祉課）

10 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	34,796,000	平成25年度決算による

（企業立地課）

11 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
14年度～18年度	1者	43,500	平成25年度決算による

（労政雇用課）

12 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	958,942,530	958,942,530	金額は各年度の決算による
24年度	0	958,942,530	958,942,530	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	204,910,184	204,910,184	金額は各年度の決算による
24年度	0	206,335,949	206,335,949	
差引増減	0	1,425,765	1,425,765	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	5,180,000	5,180,000	金額は各年度の決算による
24年度	0	5,380,000	5,380,000	
差引増減	0	200,000	200,000	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	9,322,779	9,322,779	金額は各年度の決算による
24年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(経営支援課)

13 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	8,000,000	51,717,947	59,717,947	金額は各年度の決算による
24年度	13,071,000	43,839,947	56,910,947	
差引増減	5,071,000	7,878,000	2,807,000	

(林業政策課)

14 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
15年度～16年度、19年度～21年度及び25年度	5者	1,653,748	平成25年度決算による

(林業政策課)

15 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成25年度末の歳入不足額は23億936万円と、前年度より2,080万円増加しており、さらに、平成25年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の6割程度にまで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。(森林整備課)

16 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	2,234,000	2,234,000	金額は各年度の決算による
24年度	0	2,385,000	2,385,000	
差引増減	0	151,000	151,000	

(漁政課)

17 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	969,517	平成25年度決算による

(漁政課)

18 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	404,231	31,625,624	32,029,855	金額は各年度の決算による
24年度	1,314,645	34,875,623	36,190,268	
差引増減	910,414	3,249,999	4,160,413	

(建築住宅課)

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	

- 総務企画部
- 健康福祉環境部
- 四国中央保健所
- 産業経済部
- 東予家畜保健衛生所
- 建設部
- 四国中央土木事務所
- 今治土木事務所
- 鹿森ダム管理事務所
- 黒瀬ダム管理事務所
- 玉川ダム管理事務所
- 台ダム管理事務所
- 出納室

- 平成26年7月14日、平成26年7月17日
- 平成26年7月14日、平成26年7月17日
- 平成26年7月14日
- 平成26年7月17日
- 平成26年7月17日
- 平成26年7月14日
- 平成26年7月14日
- 平成26年7月17日
- 平成26年7月14日
- 平成26年7月14日
- 平成26年7月17日
- 平成26年7月17日
- 平成26年7月14日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	304,359,624	692,608,143	996,967,767	金額は各年度の決算による
24年度	335,701,837	864,413,009	1,200,114,846	
差引増減	31,342,213	171,804,866	203,147,079	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	0	314,505	314,505	金額は各年度の決算による
24年度	24,000	290,505	314,505	
差引増減	24,000	24,000	0	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	10,320,764	23,580,963	33,901,727	金額は各年度の決算による
24年度	9,542,744	17,649,069	27,191,813	
差引増減	778,020	5,931,894	6,709,914	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	274,400	1,318,216	1,592,616	

24年度	272,516	1,151,140	1,423,656	金額は各年度の決算による
差引増減	1,884	167,076	168,960	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,612,300	6,200,600	7,812,900	金額は各年度の決算による
24年度	1,768,500	6,218,300	7,986,800	
差引増減	156,200	17,700	173,900	

(建設部)

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1者	115,688	平成25年度決算による

(建設部)

6 道路占用料(1件 620円)が未調定となっていた。(建設部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	448,500	3,373,300	3,821,800	金額は各年度の決算による
24年度	550,500	3,456,600	4,007,100	
差引増減	102,000	83,300	185,300	

(建設部(今治土木事務所))

8 道路占用等に係る許認可事務について、平成24年度から平成25年度にかけて、決裁を経ない公文書の施行や口頭での許可、申請の未処理など不適正な事務処理を行っているものが多数(計273件)あり、うち一部で占用料が未調定(計20件 163,484円)となっていた。

(建設部(今治土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成26年7月23日
健 康 福 祉 環 境 部	平成26年7月24日
産 業 経 済 部	平成26年7月24日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成26年7月24日
建 設 部	平成26年7月23日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成26年7月23日
出 納 室	平成26年7月23日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	450,530,898	1,450,428,270	1,900,959,168	金額は各年度の決算による
24年度	503,057,425	1,666,876,119	2,169,933,544	
差引増減	52,526,527	216,447,849	268,974,376	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,892,537	4,150,624	6,043,161	金額は各年度の決算による
24年度	1,002,581	3,406,043	4,408,624	
差引増減	889,956	744,581	1,634,537	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,696,582	6,102,879	7,799,461	金額は各年度の決算による
24年度	1,573,286	5,076,834	6,650,120	
差引増減	123,296	1,026,045	1,149,341	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	133,328	1,552,330	1,685,658	金額は各年度の決算による
24年度	149,994	1,535,664	1,685,658	
差引増減	16,666	16,666	0	

(健康福祉環境部)

4 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
16年度	1者	97,016	平成25年度決算による

(産業経済部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	7,062,800	26,419,567	33,482,367	金額は各年度の決算による
24年度	7,735,307	47,455,870	55,191,177	
差引増減	672,507	21,036,303	21,708,810	

(建設部)

6 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
21年度及び22年度	2者	83,044	平成25年度決算による

(建設部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成26年7月14日、 平成26年7月16日
健 康 福 祉 環 境 部	平成26年7月14日、 平成26年7月16日
産 業 経 済 部	平成26年7月14日、 平成26年7月16日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成26年7月16日
建 設 部	平成26年7月14日
大 洲 土 木 事 務 所	平成26年7月16日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成26年7月16日
西 予 土 木 事 務 所	平成26年7月16日
愛 南 土 木 事 務 所	平成26年7月14日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	平成26年7月14日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	平成26年7月14日
出 納 室	平成26年7月14日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	85,817,667	196,159,770	281,977,437	金額は各年度の決算による
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	
差引増減	14,617,287	54,105,302	68,722,589	

(総務企画部)

2 現金支給した新規採用職員(1名)の平成25年4月分給与について、支給定日から12日遅延して支給していたほか、翌5月分についても手続の不備により現金支給としたところ、両月分とも給与明細書への受領印を徴しておらず、また給与資金前渡担当者による精算手続を怠っていた。

(総務企画部(八幡浜支局))

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	434,803	9,285,508	9,720,311	金額は各年度の決算による
24年度	2,015,993	8,200,446	10,216,439	
差引増減	1,581,190	1,085,062	496,128	

(健康福祉環境部)

4 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努

められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	5,766,664	13,934,019	19,700,683	金額は各年度の決算による
24年度	5,262,493	10,457,607	15,720,100	
差引増減	504,171	3,476,412	3,980,583	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	379,044	2,157,253	2,536,297	金額は各年度の決算による
24年度	319,114	1,975,253	2,294,367	
差引増減	59,930	182,000	241,930	

(健康福祉環境部)

5 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	408,774	705,965	1,114,739	金額は各年度の決算による
24年度	159,965	604,000	763,965	
差引増減	248,809	101,965	350,774	

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

6 収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額 (円)	備 考
22年度	1者	191,775	平成25年度決算による

(産業経済部(八幡浜支局))

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	803,500	769,400	1,572,900	金額は各年度の決算による
24年度	801,000	1,305,800	2,106,800	
差引増減	2,500	536,400	533,900	

(建設部)

8 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害及び車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(建設部)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	158,400	946,900	1,105,300	金額は各年度の決算による
24年度	104,600	931,000	1,035,600	
差引増減	53,800	15,900	69,700	

(建設部(八幡浜土木事務所))

10 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の廃車及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。(建設部(愛南土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成26年4月9日
研 修 所	平成26年4月9日
消 防 学 校	平成26年4月9日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成26年4月9日
原 子 力 セ ン タ ー	平成26年4月9日
中 央 児 童 相 談 所	平成26年5月21日
東 予 児 童 相 談 所	平成26年5月12日
南 予 児 童 相 談 所	平成26年5月20日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成26年5月21日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成26年4月16日
衛 生 環 境 研 究 所	平成26年4月15日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成26年4月9日
看 護 専 門 学 校	平成26年4月9日
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成26年5月21日
婦 人 相 談 所	平成26年5月21日
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	平成26年5月21日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成26年5月12日
え ひ め 学 園	平成26年4月9日
計 量 検 定 所	平成26年5月12日
産 業 技 術 研 究 所	平成26年4月9日、 平成26年4月16日、 平成26年5月9日
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	平成26年4月9日
今 治 高 等 技 術 専 門 校	平成26年4月9日
松 山 高 等 技 術 専 門 校	平成26年5月21日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	平成26年5月20日
大 阪 事 務 所	平成26年5月16日
病 害 虫 防 除 所	平成26年4月9日
農 業 大 学 校	平成26年4月9日
農 林 水 産 研 究 所	平成26年4月9日、 平成26年4月15日、 平成26年5月9日、 平成26年5月21日
家 畜 病 性 鑑 定 所	平成26年5月21日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	5,277,370	26,823,930	32,101,300	金額は各年度の決算による
24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	

差引増減	712,130	180,810	531,320	
------	---------	---------	---------	--

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	2,210,341	9,476,920	11,687,261	金額は各年度の決算による
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	
差引増減	267,849	1,759,882	1,492,033	

(東予児童相談所)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,805,250	3,062,490	4,867,740	金額は各年度の決算による
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	
差引増減	168,630	73,730	242,360	

(南予児童相談所)

4 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,311,543	3,256,696	4,568,239	金額は各年度の決算による
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	
差引増減	276,496	139,317	415,813	

(子ども療育センター)

5 職員(1名)の通勤手当について、交通用具使用距離の認定の誤りにより、156,000円(平成20年8月から平成25年12月までの65か月分)が過支給となっていた。

(産業技術研究所 繊維産業技術センター)

6 収入未済の授業料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
25年度	1者	49,500	平成25年度決算による

(今治高等技術専門学校)

7 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
21年度	1者	20,000	平成25年度決算による

(農業大学校)

8 収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
25年度	1者	1,366,484	平成25年度決算による

(農林水産研究所 畜産研究センター養鶏研究所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
教 育 総 務 課	平成26年 8月26日	小 田 高 等 学 校	平成25年12月12日
生 涯 学 習 課	平成26年 8月26日	伊 予 農 業 高 等 学 校	平成25年12月12日
文 化 財 保 護 課	平成26年 8月26日	伊 予 高 等 学 校	平成25年12月12日
保 健 体 育 課	平成26年 8月26日	大 洲 高 等 学 校	平成25年12月12日
義 務 教 育 課	平成26年 8月11日	大 洲 農 業 高 等 学 校	平成25年12月12日
高 校 教 育 課	平成26年 8月11日	長 浜 高 等 学 校	平成26年 1月10日
人 権 教 育 課	平成26年 8月11日	内 子 高 等 学 校	平成26年 1月10日
特 別 支 援 教 育 課	平成26年 8月11日	八 幡 浜 高 等 学 校	平成26年 1月14日
中 予 教 育 事 務 所	平成26年 4月16日	八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	平成26年 1月14日
東 予 教 育 事 務 所	平成26年 4月 9日	川 之 石 高 等 学 校	平成25年12月12日
南 予 教 育 事 務 所	平成26年 5月20日	三 崎 高 等 学 校	平成25年12月12日
総 合 教 育 セ ン タ	平成26年 4月 9日	三 瓶 高 等 学 校	平成26年 1月14日
総 合 科 学 博 物 館	平成26年 4月 9日	宇 和 高 等 学 校	平成25年12月12日
歴 史 文 化 博 物 館	平成26年 4月 9日	野 村 高 等 学 校	平成25年12月12日
図 書 館	平成26年 4月15日	宇 和 島 東 高 等 学 校	平成26年 1月20日
美 術 館	平成26年 4月16日	宇 和 島 水 産 高 等 学 校	平成25年12月12日
川 之 江 高 等 学 校	平成26年 1月15日	吉 田 高 等 学 校	平成26年 1月20日
三 島 高 等 学 校	平成25年12月12日	三 間 高 等 学 校	平成25年12月12日
土 居 高 等 学 校	平成25年12月12日	北 宇 和 高 等 学 校	平成25年12月12日
新 居 浜 東 高 等 学 校	平成25年12月12日	津 島 高 等 学 校	平成25年12月12日
新 居 浜 西 高 等 学 校	平成25年12月12日	南 宇 和 高 等 学 校	平成25年12月12日
新 居 浜 南 高 等 学 校	平成26年 1月15日	今 治 東 中 等 教 育 学 校	平成25年12月12日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	平成26年 1月15日	松 山 西 中 等 教 育 学 校	平成26年 1月14日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	平成25年12月12日	宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	平成26年 1月20日
西 条 高 等 学 校	平成25年12月12日	松 山 盲 学 校	平成26年 1月14日
西 条 農 業 高 等 学 校	平成26年 1月10日	松 山 豊 学 校	平成25年12月12日
小 松 高 等 学 校	平成25年12月12日	し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	平成25年12月12日
東 予 高 等 学 校	平成25年12月12日	み な ら 特 別 支 援 学 校	平成25年12月12日
丹 原 高 等 学 校	平成25年12月12日	今 治 特 別 支 援 学 校	平成25年12月12日
今 治 西 高 等 学 校	平成25年12月12日	宇 和 特 別 支 援 学 校	平成26年 1月10日
今 治 南 高 等 学 校	平成25年12月12日	新 居 浜 特 別 支 援 学 校	平成25年12月12日
今 治 北 高 等 学 校	平成25年12月12日		
今 治 工 業 高 等 学 校	平成25年12月12日		
伯 方 高 等 学 校	平成25年12月12日		
弓 削 高 等 学 校	平成25年12月12日		
北 条 高 等 学 校	平成26年 1月14日		
松 山 東 高 等 学 校	平成25年12月12日		
松 山 南 高 等 学 校	平成25年12月12日		
松 山 北 高 等 学 校	平成26年 1月14日		
松 山 中 央 高 等 学 校	平成26年 1月10日		
松 山 工 業 高 等 学 校	平成25年12月12日		
松 山 商 業 高 等 学 校	平成25年12月12日		
東 温 高 等 学 校	平成26年 1月10日		
上 浮 穴 高 等 学 校	平成25年12月12日		

  

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	50,358,000	90,931,400	141,289,400	金額は各年度の決算による
24年度	46,394,000	65,860,400	112,254,400	
差引増減	3,964,000	25,071,000	29,035,000	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	48,674,574	451,675,629	500,350,203	金額は各年度の決算による
24年度	48,662,482	417,132,360	465,794,842	
差引増減	12,092	34,543,269	34,555,361	

(人権教育課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成26年 8月25日
四 国 中 央 警 察 署	平成26年 2月 4日
新 居 浜 警 察 署	平成26年 2月 5日
西 条 警 察 署	平成26年 2月 4日
西 条 西 警 察 署	平成26年 2月 5日
今 治 警 察 署	平成26年 2月 4日
伯 方 警 察 署	平成26年 2月 5日
松 山 東 警 察 署	平成26年 2月 4日
松 山 西 警 察 署	平成26年 2月 5日
松 山 南 警 察 署	平成26年 2月 4日
久 万 高 原 警 察 署	平成26年 2月 6日
伊 予 警 察 署	平成26年 2月 4日
大 洲 警 察 署	平成26年 2月 6日
八 幡 浜 警 察 署	平成26年 2月 4日
西 予 警 察 署	平成26年 2月14日
宇 和 島 警 察 署	平成26年 2月14日
愛 南 警 察 署	平成26年 2月 4日

(監査の結果)

平成25年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	1,951,000	8,129,356	10,080,356	金額は各年度の決算による
24年度	2,937,000	10,898,763	13,835,763	
差引増減	986,000	2,769,407	3,755,407	

(警察本部)

2 延滞金（放置違反金に伴うもの）について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
25年度	510,100	1,702,700	2,212,800	金額は各年度の決算による
24年度	600,900	2,330,400	2,931,300	
差引増減	90,800	627,700	718,500	

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成25年度決算による

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手方の車両の毀損があった。

(警察本部)

5 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方の車両の毀損（うち警察車両1台の廃車）があった。

(四国中央警察署)

6 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方の車両の毀損（うち警察車両1台の廃車）があり、県に多額の損害を与えた。

(新居浜警察署)

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
18年度	1者	789,931	平成25年度決算による

(今治警察署)

8 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(今治警察署)

9 職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、当該車両及び相手方の車両等の毀損があった。

(松山西警察署)

10 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
23年度	1者	285,000	平成25年度決算による

(宇和島警察署)

11 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。

(宇和島警察署)